

2018年（平成30年）12月17日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2018年（平成30年）10月10日付けで諮問された「第17期情報公開制度運営審議会の市民公募委員（任期 平成30年4月1日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文，小論文等）の一切。ただし，応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は，黒塗り又はマスキング可。」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について，次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「第17期情報公開制度運営審議会の市民公募委員（任期 平成30年4月1日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文，小論文等）の一切。ただし，応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は，黒塗り又はマスキング可。」の行政文書公開請求に対し，藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2018年（平成30年）7月11日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は，2018年（平成30年）7月2日付けで，実施機関に対し，藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により，「第17期情報公開制度運営審議会の市民公募委員（任期 平成30年4月1日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文，小論文等）の一切。ただし，応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は，黒塗り又はマスキング可。」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は，審査請求人に対し同月11日付けで，行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い，行政文書公開一部承諾決定通

知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分1〉

応募者の住所、氏名、生年月日、職業、電話番号及びメールアドレス

〈公開することができない理由1〉

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから条例第6条第1号に該当するため。

〈公開することができない部分2〉

情報公開制度についての意見、応募動機等に係る記載

〈公開することができない理由2〉

応募者個人のこれまでの経歴に基づく社会的関心や意見が記載されており、これらは応募者個人の人格と密接に結び付くものであることから、公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、また、選考の結果、委員として委嘱された応募者については、氏名に加え、会議での発言内容が会議録として公開されており、これらと照らし合わせた場合、特定の個人が識別され得ることから、条例第6条第1号に該当するため。

- (3) 審査請求人は、同年10月3日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月10日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し又は変更し、公開することについて同意の意思表示をしている応募者が作成した応募用紙（作文、諸論文等）の公開を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、2018年（平成30年）7月2日付けで条例第5条の規定に基づき、実施機関に対して、応募用紙（作文、小論文等）の公開を求める行政文書公開請求書を提出した。

実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定したうえで、本件処分を行うに際し、条例第14条に基づく意見照会を応募者全員に実施せずに、同年7

月11日付けで、条例第6条第1号に該当するとして、応募用紙（作文、小論文等）のうち、情報公開制度についての意見、応募動機等に係る記載（以下単に「意見・応募動機等」という。）を非公開とした。

広報ふじさわ2017年（平成29年）11月25日号の9ページに掲載された第17期情報公開制度運営審議会委員の募集の記事においては、事後に応募作文の類を公開しない旨の告知は特に記載されていない。ところが、実施機関は、公開することができない部分の内容及びその理由として、「公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、また、選考の結果、委員として委嘱された応募者については、氏名に加え、会議での発言内容が会議録として公開されており、これらと照らし合わせた場合、特定の個人が識別され得ることから」等と主張している。それゆえ、実施機関は、本件のような応募作文の類を情報公開請求されることが稀であるために、後付けによる理由を主張したと推測される。また、応募者は、市民公募委員に応募するほどの意欲や知識を持っていると考えられるため、応募作文の類についての情報公開請求がされた場合、条例第14条に基づき意見照会が行われるであろうことは、当然予測しているものと推測される。

本件の場合、応募者各自が応募用紙（作文、小論文等）の公開及びその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。

したがって、実施機関は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第13条の趣旨及びその施行令並びに条例の適用を誤っていると考ええる。

イ 実施機関は、「条例第14条第1項は、実施機関が慎重かつ公正な決定を行うよう実施機関による任意的な機会付与を規定したものであり、公開請求に係る第三者に関する情報が条例第6条各号の非公開情報に該当するか否かの判断に必要な範囲で行うもの（中略）として規定されているものである。これを本件処分についてみるに、実施機関は、本件請求に係る対象文書のうち意見・応募動機等の条例第6条各号への該当性について、意見照会を行うまでもなく、先に述べたとおり、条例第6条第1号に該当すると判断した。したがって、実施機関においては、任意的な機会付与の規定である条例第14条第1項に基づく第三者への意見照会は必要がないことから行っていないものであり、審査請求人の主張する条例適用の誤りはない」等と主張する。

この点に関して、茅ヶ崎市長が審査請求人に対し行った2018年（平成

30年)7月13日付け行政文書非公開決定通知書(30茅行総第102号)によると、公開することができない理由として、「応募者に公開決定等をするに当たって、意見を求めたところ、応募者全員から公開拒否の旨の回答を受けたため。」と主張する。なるほど、公開に反対する応募者の意思を考慮に入れることは合理的であり、茅ヶ崎市長の行政文書非公開決定については、審査請求人も異論のないところである。また、東京都練馬区長が審査請求者に対し行った2018年(平成30年)9月14日付け公文書公開決定期間延長通知書(30練総情第437号)によると、延長の理由として、「請求のあった公文書には第三者に関する情報が記録されているため、練馬区情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、当該第三者に対し公開可否に係る意見照会を行っています。」と主張する。さらに、東京都豊島区長が審査請求人に対して行った2018年(平成30年)10月25日付け公開決定等期限延長通知書(30豊政相発第220号)によると、延長の理由として、「応募者全員に対して、著作権法第18条第3項第3号に基づき意見照会を行っており、当該期限までに公開決定をすることが困難であるため。」と主張する。それゆえ、応募者全員の意見照会を実施せずに行った実施機関の行政文書公開一部承諾決定は合理的でないと言わざるを得ない。したがって、実施機関は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、実施機関の主張は是認できない。

実施機関は「公募の際に事後に応募作文の類を公開しない旨の告知がないということをもって、すなわち、実施機関はそれらを公開すべき文書であるとはしていない。」等と主張する。この点に関して、千葉県千葉市長が職務上作成した情報公開判断例によると、公募委員募集に当たって提出された小論文について、「※募集時に、個人が識別される部分を除き公開すること、著作権は市に帰属することを明示しておくことが望ましい。」旨の記載が認められる。したがって、実施機関は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、実施機関の主張は是認できない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 個人に関する情報を非公開情報とする条例第6条第1号は、基本的人権の一つである個人の尊厳を守るものであり、一般的には「プライバシー」の保護を図るものとして、個人に関する情報の公開を制限することをその趣旨としており、具体には、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又

は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報を非公開情報としている。(以上、藤沢市情報公開条例解釈運用基準66ページ参照。)

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、当該文書中の応募者の住所、氏名、生年月日、職業、電話番号及びメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当し、非公開としたものである。

また、意見・応募動機等については、応募者個人のこれまでの経歴に基づく社会的関心や意見が記載されており、これらは応募者個人の人格と密接に結びつくものであることから、公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、第17期情報公開制度運営審議会委員の市民公募は、選考の結果、応募者5人中4人が委員として選出されており、委員として委嘱された応募者については、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、「審議会等一覧(様式第1号)」により氏名を公開しており、さらに、「会議録(様式第3号)」として会議での発言内容を発言者名とともに全文筆記に近い形式で公開していることから、意見・応募動機等をこれらと照らし合わせた場合、特定の個人が識別され得る。これらのことから、当該文書のうち意見・応募動機等については、条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当し、非公開としたものである。

- (2) 審査請求人は、本件請求に係る対象文書のうち意見・応募動機等については、条例第14条第1項の規定に基づく意見照会に対し、応募者それぞれが公開・非公開とその範囲について決定することができ、条例第6条第1号に規定される個人の権利利益を害するおそれがない旨の意思を示した応募者に係る応募書類については公開すべきである、と主張していると思われる。

しかし、条例第14条第1項は、実施機関が慎重かつ公正な決定を行うよう実施機関による任意的な機会付与を規定したものであり、公開請求に係る第三者に関する情報が条例第6条各号の非公開情報に該当するか否かの判断に必要な範囲で行うもの(以上、藤沢市情報公開条例解釈運用基準110ページ参照。)として規定されているものである。

これを本件処分についてみるに、実施機関は、本件請求に係る対象文書のうち意見・応募動機等の条例第6条各号への該当性について、意見照会を行うまでもなく、先に述べたとおり、条例第6条第1号に該当すると判断した。

したがって、実施機関においては、任意的な機会付与の規定である条例第14条第1項に基づく第三者への意見照会は必要がないことから行っていない

いものであり、審査請求人の主張する条例適用の誤りはない。

なお、審査請求人は、審議会委員の公募の際には事後に応募作文の類を公開しない旨の告知が記載されておらず、本件のような情報公開請求がなされることが稀であるために実施機関は後付けによる理由を主張したと推測される、とも主張するが、公募の際に事後に応募作文の類を公開しない旨の告知がないということをもって、すなわち、実施機関はそれらを公開すべき文書であるとはしていない。さらに、実施機関は本件請求を受けたのち、請求の対象となった文書について、条例第6条各号への該当性を判断し、条例第6条第1号に該当すると判断した部分について、条例第12条に基づき非公開とした理由を付記しているものである。

よって、審査請求人の主張については、理由がなく、認容できるものではない。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「第17期情報公開制度運営審議会の市民公募委員（任期 平成30年4月1日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件請求に係る応募者の住所、氏名、生年月日、職業、電話番号及びメールアドレスについては、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる」ことを理由とし、また、意見・応募動機等については、「応募者個人のこれまでの経歴に基づく社会的関心や意見が記載されており、これらは応募者個人の人格と密接に結び付くものであることから、公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、また、選考の結果、委員として委嘱された応募者については、氏名に加え、会議での発言内容が会議録として公開されており、これらと照らし合わせた場合、特定の個人が識別され得る」ことを理由とし、いずれも条例第6条第1号に該当するとして、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件処分は(2)で述べたとおり、応募者の住所、氏名、生年月日、職業、電話番号及びメールアドレス並びに意見・応募動機等をいずれも非公開としたものであるが、本件請求が当初から、「ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」としてなされていたこと及び審査請求人が審査請求の理由として述べている内容が意見・応募動機等についてのみであることから、本件審査請求は意見・応募動機等について、「実施機関が応募者本人に対して条例第14条第1項に基づく意見照会を行い、公開することについて同意の意思を表示している応募者が作成した意見・応募動機等については、処分を取消し又は変更し、公開することを求める。」というものであると認める。

(4) 条例第6条第1号の該当性について

以下、意見・応募動機等の条例第6条第1号の該当性について、検討する。

条例第6条(行政文書の公開義務)は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(中略)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(中略)に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しており、同条第1号(個人に関する情報)は、「個人に関する情報(中略)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を個人に関する情報の非公開情報と規定している。

意見・応募動機等には応募者の関心や意見が記載されており、これらは応募者個人の人格と密接に結びつくものであり、公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

また、実施機関の説明によると、情報公開制度運営審議会は公開の会議であり、当該審議会委員名簿及び議事録(発言者氏名も含めた全文筆記に近いもの)が公開されている、とのことである。応募の選考の結果、応募者5人中4人が現在任期中の当該審議会委員に選出されているとのことであり、意見・応募動機等と公開されている当該審議会委員名簿と議事録を照合した場合、特定の個人が識別され得ることから、条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第14条第1項について

条例第14条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)第1項は、「公

開請求に係る行政文書に実施機関及び請求者以外のもの（以下「公開請求に係る第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該公開請求に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他規則（中略）で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定している。

審査請求人は条例第14条第1項に基づく意見照会を行い、公開することについて同意の意思を表示している応募者が作成した意見・応募動機等については公開すべきである旨主張している。しかし、当該情報を公開するか否かの最終的な判断の決定権は、応募者本人ではなく、実施機関の判断に委ねられているものであり、実施機関が意見・応募動機等の公開可否について意見照会を行わなかったことは、違法不当とはいえない。

以上のことから、条例第6条第1号に該当するため意見・応募動機等を非公開とした実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2018. 7. 2	行政文書公開請求受付
7. 11	行政文書公開一部承諾決定処分
10. 3	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
10. 10	実施機関から審査会へ諮問書の提出
10. 30	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
11. 9	審査請求人から審査会へ意見書の提出
11. 26	審議
12. 17	答申

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2018年2月1日～2020年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者